

令和3年度労働報酬下限額の設定について

1 工事請負契約

(1) 労働報酬下限額の設定について

根拠条文：目黒区公契約条例第7条第2項第1号

区長は、次の各号に掲げる公契約に応じ、それぞれ当該各号に定める額その他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。

工事の請負契約

農林水産省及び国土交通省が決定する公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価

ア 適用する「公共工事設計労務単価」について

【方策案】

令和3年4月1日より適用する令和3年度労働報酬下限額を決定するに当たっては、令和3年2月～3月頃に公表予定である、新たな「公共工事設計労務単価」を基に作成された東京都の公共工事設計労務単価により算出する。

●本年度(令和2年度)の設定

労働報酬下限額を決定するに当たり適用する公共工事設計労務単価の年度については、令和2年度の東京都の公共工事設計労務単価を基に算出

<説明>

公共工事設計労務単価（以下「設計労務単価」という）は、農林水産省及び国土交通省が公共工事に従事する労働者の都道府県別賃金を職種ごとに調査し、その調査結果に基づいて決定している。本区及び多くの都内他自治体では、令和2年度の労働報酬下限額（工事）を設定するに当たり、令和2年3月に公表された最新の東京都設計労務単価を適用した。

令和3年度の設定に当たっても、令和3年2月～3月頃に公表予定である最新の設計労務単価をもとにすることが考えられる。

【参考】工事における今年度の労働報酬下限額の設定状況

都内条例 制定自治体	千代田	新宿	世田谷	渋谷	足立	国分寺	多摩	日野
適用する設 計労務単価	令和 2年 3月	令和 2年 3月	令和 2年 3月	令和 2年 3月	令和 元年 3月	令和 2年 3月	令和 元年 3月	令和 2年 3月
設計労務単 価に対する 割合	88%	90%	85%	90%	90%	90%	90%	85%

※杉並区については検討中。

※下線は目黒区と同じ割合の自治体

イ 熟練労働者・一人親方の労働報酬下限額の設定について

【方策案】

- (ア) 農林水産省及び国土交通省が決定した令和3年度の東京都における公共工事設計労務単価（参考値を含む）を8（1日の所定労働時間）で除して得た額（※）に100分の90を乗じて得た額（※）とする。
- (イ) 東京都の公共工事設計労務単価が設定されず、かつ東京都による参考値が示されない職種があった場合は、下記のとおりとする。
- ①屋根ふき工：職種“大工”の設計労務単価を8（1日の所定労働時間）で除して得た額（※）に100分の90を乗じて得た額とする。
 - ②その他の職種：今年度の当該職種の労働報酬下限額に、令和3年度の東京都の公共工事設計労務単価（全職種）の平均伸び率を乗じて得た額（※）とする。

※1円未満の端数がある場合は切り上げ

●本年度(令和2年度)の設定

令和2年度の東京都における公共工事設計労務単価を8で除して得た額に、100分の90を乗じて得た額。

なお、東京都の公共工事設計労務単価が設定されず、かつ東京都による参考値が示されない職種があった場合は、下記のとおりとする。

- ① 屋根ふき工：職種“大工”の公共工事設計労務単価を8で除して得た額に100分の90を乗じて得た額
- ② その他の職種：今年度の当該職種の労働報酬下限額に、令和2年度の東京都の公共工事設計労務単価（全職種）の平均伸び率を乗じて得た額

< (ア) 説明 >

設計労務単価が、農林水産省及び国土交通省が公共工事に従事する労働者の都道府県別賃金を職種ごとに調査し、その調査結果に基づいて決定してことを踏まえると、設計労務単価に対する割合は100%に近いことが望ましいと考える。

しかし、事業者が、労働者の技術や能力に応じた賃金差を設けるときに、設計労務単価に対する割合が「100%」であると事業者がその差額分を負担することとなる。また、都内他自治体における設計労務単価に対する割合は、「90%」の設定が多数であり、現在の上限となっている。このことを踏まえると、令和3年度の設計労務単価に対する割合については、今年度と同様に「90%」とすることが考えられる。

職 種	令和3年度 設計労務単価 (東京都)	1時間当たり (円)	目黒区労働報酬下限額(案) (1時間当たり)(円)
設計労務単価が設定 されている職種	A (1日8時間)	$A \div 8 = B$	$B \times 90\%$

【参考】工事における今年度の労働報酬下限額の設定状況（一部再掲）

都内条例 制定自治体	千代田	新宿	世田谷	渋谷	足立	国分寺	多摩	日野
設計労務単 価に対する 割合	88%	<u>90%</u>	85%	<u>90%</u>	<u>90%</u>	<u>90%</u>	<u>90%</u>	85%

※杉並区については検討中。

※下線は目黒区と同じ割合の自治体

< (イ) 説明 >

職種“屋根ふき工”については、十分な有効標本数が確保できないことから、平成22年度以降、東京都における設計労務単価は設定されていない。このため、当該職種の平成30年度労働報酬下限額を設定する際に、当該職種と同等程度に対応できる職種として“大工”を横引きする取扱いとし、現在対応しているところである。

また、職種“建具工”、“建築ブロック工”、“タイル工”については、東京都が示している参考値を基に平成31年度労働報酬下限額を設定していたが、令和2年度については参考値も示されなかったことから、平成31年度(令和元年度)の当該職種の労働報酬下限額に、平成2年度の東京都の設計労務単価（全職種）の平均伸び率を乗じて得た額とした。

このような経緯及び対応を踏まえて、来年度においても公共工事設計労務単価が設定されず、かつ東京都による参考値が示されない職種があった場合は、今年度同様に下記の算定方法により労働報酬下限額を設定することが考えられる。

- ① 職種“屋根ふき工”については、今年度同様に職種“大工”の大工の設計労務単価を適用し、設計労務単価に対する割合を「90%」とする。
- ② その他の職種については、今年度の当該職種の労働報酬下限額に、令和3年度の東京都の公共工事設計労務単価（全職種）の平均伸び率を乗じて得た額とする。

ウ 熟練労働者・一人親方に当たらない労働者（見習い・手元等の労働者、年金等の受給のために賃金を調整している労働者）

【方策案】

熟練労働者・一人親方に当たらない労働者における労働報酬下限額設定については、公共工事設計労務単価における職種“軽作業員”の設計労務単価を8（1日の所定労働時間）で除して得た額（※）に100分の70を乗じて得た額（※）

※1円未満の端数がある場合は切り上げ

●本年度(令和2年度)の設定

令和2年度の東京都における公共工事設計労務単価における職種“軽作業員”の設計労務単価を8で除して得た額に、100分の70を乗じて得た額（1時間当たり1,348円）

<説明>

設計労務単価の基礎となる公共事業労務費調査において対象外として取り扱われる見習い・手元等については、各種の専門の職人の補助的作業・手伝いを行なう作業員であることから、職種“軽作業員”の設計労務単価を適用している。

また、設計労務単価に対する割合については、他自治体の設定状況及び求人情報等を参考に「70%」としてきたところである。令和3年度の設計労務単価に対する割合についても、今年度と同様に「70%」とすることが考えられる。

職 種	令和3年度 設計労務単価 (東京都)	1時間当たり (円)	目黒区労働報酬下限額 熟練労働者・一人親方に 当たらない労働者 (1時間当たり)(円)
軽作業員	A (1日8時間)	$A \div 8 = B$	$B \times 70\%$

【参考】令和2年度の都内他自治体における見習い・手元等の労働報酬下限額の状況

自治体	新宿区	世田谷区	渋谷区	足立区	多摩市
設定の基礎 とした単価 等	軽作業員の 70% (1,348円)	軽作業員の 70% (1,348円)	職員給与条 例に定めら れた額を勘 案した金額 (1,118円)	軽作業員の 90%に基づ き定める1 時間当たり の額に77% を乗じた金 額 (1,309円)	当該業務の 標準的な賃 金と認めら れる金額 (1,075円)

※千代田区、国分寺市、日野市については、熟練労働者等と見習い・手元等を分けて設定はしていない。

2 業務委託契約・指定管理協定

(1) 労働報酬下限額設定の設定について

根拠条文：目黒区公契約条例第7条第2項第2号

区長は、次の各号に掲げる公契約に応じ、それぞれ当該各号に定める額その他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。

業務委託契約及び協定

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年10月目黒区条例第9号）第19条第1項に規定する報酬の額

【方策案】

業務委託契約及び協定における令和3年度労働報酬下限額は、1時間当たり1,080円(+10円)とする。

●本年度(令和2年度)の設定

目黒区臨時職員賃金の単価賃金及び東京都の最低賃金の上げ幅等を勘案して得た額
(1時間当たり1,070円)

<説明>

業務委託契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額の算定については、条例に基づき、パートタイム会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という)(平成31年度以前は臨時職員賃金)の報酬額を基本に、東京都の最低賃金及び都内他自治体の設定額等を勘案して設定しているところである。

令和3年度労働報酬下限額の設定に当たり、①現在の会計年度任用職員の報酬額の単価が1,110円であること、②近隣区である世田谷区、渋谷区では1,110円以上に設定していることを考慮すると、労働報酬下限額の目標水準を1,110円とする考えがある。

一方、新型コロナウイルス感染症拡大による経済・雇用への甚大な影響を配慮し、中央最低賃金審議会では引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当とし、東京地方最低賃金審議会においても現行どおりとすることが適当である旨の答申がなされ、最低賃金の見直しはなされなかった。また、区の公契約条例案件を受託している事業者からは、公契約以外に従事する従業員の賃金にも影響するのでこれ以上の引き上げは厳しいとの声も寄せられている。

以上の点を踏まえると、令和3年度において労働報酬下限額の大幅な見直し(引き上げ)は厳しいと考えられるが、早期に会計年度任用職員の報酬額相当に設定できるように一定程度の引き上げは行うことが考えられる。

●労働報酬下限額(業務委託契約・指定管理協定)の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
労働報酬下限額 (1時間当たり)	1,010円	1,040円	1,070円
前年度との差額	—	+30円	+30円

【参考】

1 過去5年間の目黒区臨時職員賃金(職種:一般職員及び賃金表に定めのないもの)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度※
時間単価 (1時間当たり)	1,020円	1,050円	1,080円	1,110円	1,110円
前年度との差額	+20円	+30円	+30円	+30円	0円

※臨時職員については、別途交通費の支給はない。

※2年度はパートタイム会計年度任用職員の報酬額(別途交通費の支給あり)

2 過去5年間の最低賃金額(東京都)

発効年月	平成27年 10月～	平成28年 10月～	平成29年 10月～	平成30年 10月～	令和元年 10月～	令和2年 10月～※
最低賃金額	907円	932円	958円	985円	1,013円	1,013円
前年との差額	+19円	+25円	+26円	+27円	+28円	+0円

※令和2年については、最低賃金の引き上げなし

3 都内他自治体における今年度の労働報酬下限額設定状況

自治体	業務委託	指定管理協定
千代田区	1,095円 ※以下の職種については職種別賃金を設定【新規】 ○清掃員、介護職、栄養士、保健師・看護師⇒職員給与表を適用 ○警備員、設備保全管理員⇒建築保全労務単価の87%	1,095円
世田谷区	1,130円	1,130円
渋谷区	1,118円	1,118円
足立区	1,060円	○有資格者の保育士 1,160円 ○上記以外の職種 1,060円
新宿区	1,050円	1,050円
国分寺市	○設備保守点検 ○施設設備管理(運転等)、施設受付電話交換等、施設清掃、ごみ収集運搬	1,047円 1,036円
多摩市	○公園管理、施設樹木管理、法面維持管理 ○街路樹維持管理 ○下水道管渠清掃 ○可燃物等の収集運搬 ○学校給食センター調理等 ○学校給食配送【新規】 ○学校給食配膳【新規】 ○上記以外の業務・指定管理協定	1,053円 1,060円 1,328円 1,073円 1,080円 1,080円 1,050円 1,046円

※ 杉並区検討中。日野市は、業務委託契約・指定管理協定を公契約条例対象としていない。